

令和 2 年 2 月 2 1 日

保護者 様

松戸市教育委員会

学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

春寒の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のことと存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症による肺炎の発症が日本国内でも複数確認され、今後も感染拡大が懸念されております。この度、文部科学省から学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について示されましたので、下記の通り対応することといたします。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 発熱を伴う風邪症状がでた場合は、無理をせず自宅で休養してください。相談や受診をする前に、学校を休み外出を控えたうえで、体温を毎日測って記録しておいてください。なお、発熱を伴う風邪症状の為、自宅休養をした場合は出席停止措置となりますので、欠席扱いにはなりません。（その際は自宅休養をした旨を学校にお伝えください。）

なお、出席停止措置となる場合は、児童生徒等が発熱等の風邪の症状が見られ、「37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合」等を目安として、学校長が必要と認めた場合となります。

- 2 窓口に相談する目安として、4 日間の発熱のほか、強いだるさや息苦しさがある場合となっています。
※児童生徒については重症化しやすいとの報告はなく、通常の人と同様 4 日間を相談の目安とします。基礎疾患などある場合は 2 日程度で相談をしてください。

- 3 新型コロナウイルス相談窓口

松戸健康福祉センター（松戸保健所）(TEL 047-361-2140) へ、お問い合わせください。

- 4 学校行事等の保護者参観について

懇談会などを含め、学校行事等に参加する際には、手洗い、うがい、マスクを着用するなど感染症拡大防止に努めてください。発熱や咳等の症状がある場合や中国本土（香港・マカオ含む）から帰国後 2 週間以内の方は参加をお控えください。なお、令和元年度卒業式・令和 2 年度入学式については、国や県から新たな指示がない限り実施する予定となっております。

- 5 その他

- ・ 新型コロナウイルスの誤った情報や噂での発言や行動は、いじめ等の人権侵害につながります。学校でも適切に指導いたしますので、ご家庭でもご協力をお願いします。
- ・ この情報は 2 月 2 1 日段階のものであり、今後、対応が変わる可能性があります。
- ・ 3 月 1 日「広報まつど」にも感染症情報が掲載されますので、ご覧ください。

< 担 当 >

松戸市教育委員会 保健体育課 保健安全担当

TEL 047-366-7459